



# 給付管理

## 第1節 考え方・解釈について

### 1. 加算の考え方・解釈について

介護保険法は、単位数表だけでもルールの複雑な介護報酬ですが、この算定方法や単位数などの規定は、介護をめぐる内外の状況を踏まえて見直しが行われます。これは介護報酬の改定と呼ばれており、従来だと介護保険制度における計画期間に合わせて、3年に1回のペースで行われています。2018年度には、①地域包括ケアシステムの推進、②自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの現実、③多様な人材確保と生産性の向上、④介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保、をポイントとした改定が実施され、多くの単位数・算定ルールの変更、加算や減算の新設見直しなどが行われています。改定が行われた際、しっかりとその内容を把握し業務で対応していくためにも介護報酬にかかわる基本的な事項を理解しておくことが重要です。

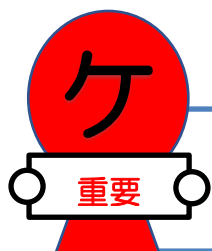
#### (1) 単位数表におけるさまざまなルール

介護報酬の公定価格表である単位数表にはさまざまなルールがあり、実際に行ったサービスの内容や、サービスを行う事業者の体制などにより、単位数の増減（加算・減算）が行われます。

- ①職員配置など体制にかかわる加算については、事前に基準を満たしている事を都道府県または市町村に届け出る必要があります。
- ②加算や減算の計算を行うたびに、小数点以下を四捨五入する取り扱いになっており、これを「端数処理」といいます。
- ③単位数表を読み解く。

行ったサービス（加算例：夜間・早朝の訪問介護等、減算例：事業所と同一の建物に居住する利用者）の内容による加算や減算の他にも、事業所の体制により加算・減算があったり、また算定の基礎となる単位数についても1回ごと・1日ごと・1月ごとに規定の単位数を算定する、などサービスや項目によってまちまちです。単位数表についてきちんと

学んでいくことが、介護報酬の理解につながるといえるでしょう。



※支給限度基準額として含まない加算があるなど、単位数表だけではなく、幅広く規定が存在しています。

## 2. 「特別地域」加算及び「中山間地域等」加算について

### (1) 特別地域加算

特別地域加算とは、離島や豪雪地帯など介護サービスの確保が著しく困難であると認められる特別地域等において、要介護者に対する介護サービスの確保に貢献する事業所を評価するための加算です。「厚生労働省が定める地域（平成21年4月13日厚生労働省告示第120号）に所在する事業所<sup>※表1参照</sup>は特別地域加算（15%加算）の対象になります。「特別地域加算」の算定にあたっては、あらかじめ届出が必要です。

★近隣対象地域：八女市（旧上陽町、旧黒木町、旧矢部村、旧星野村）

### (2) 中山間地域等における小規模事業所加算

「厚生労働省が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号）」第一項に定められた中山間地域等に所在する事業所で、かつ小規模事業所と認められた事業所は「中山間地域等における小規模事業所加算」地域算定にあたっては、あらかじめ届出が必要です。

※一度加算を算定しても、訪問回数や利用者の増加により前年度（4月から2月（11か月））の平均が「小規模事業所」の施設基準に該当しなくなった場合は、加算は算定できませんので届出が必要です。要件に該当する場合は、年度が変わっても改めて算定届を提出する必要はありません。

※「中山間地域等に居住する者にサービス提供加算」にも該当する場合、両方の算定ができます。

★近隣対象地域：みやま市（全域）、柳川市（旧大和町）、八女市（1に該当する地域を除く）、熊本県南関町（全域）

### (3) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

「厚生労働省が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日厚生労働省告示83号）」第二項に定められた中山間地域等に居住する利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えてサービスを提供した場合は「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」（5%）の対象になります。「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」にあたっては、届出は不要です。

※運営規定に定めている「通常の実施地域」の範囲内であれば「中山間地域等」に居住する利用者へサービスを提供した場合であっても、加算は算定できません。

★近隣対象地域：みやま市（全域）、柳川市（旧大和町）、八女市（全域）、熊本県南関町（全域）

#### (4) 加算の概要

加算種別 ※1	加算 割合	サービス種別 ※2	県等への 事前届出	事業所の 所在地の 要件	事業所の 規模の要件	利用者の居住地の要件
1「特別地域」に所在する事業所の加算	15%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問入浴介護</li> <li>・訪問看護</li> <li>・福祉用具貸与</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・居宅療養管理指導（以上「介護予防」を含む）</li> <li>・居宅介護支援</li> <li>・訪問介護</li> <li>・定期巡回・臨時対応型訪問介護看護</li> </ul>	要	「特別地域」に所在していること	無	無
2「中山間地域等」に所在する「小規模事業所」の加算	10%	同上	要	「中山間地域等」に所在していること	小規模事業所であること	無
3「通常の事業の実施地域」を超えて「中山間地域等」に居住する利用者にサービスを提供した事業所の加算	5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問入浴介護</li> <li>・訪問看護</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・通所リハビリテーション</li> <li>・福祉用具貸与</li> <li>・居宅療養管理指導（以上「介護予防」を含む）</li> <li>・居宅介護支援</li> <li>・訪問介護</li> <li>・定期巡回・臨時対応型訪問介護看護</li> </ul>	不要	無	無	<p>サービスを行う利用者が「通常の事業の実施地域（運営規定）の外」かつ「中山間地域等」に居住していること</p> <p>※利用者が現に「中山間地域等」に居住していることが必要</p> <p>※通所系サービスは「中山間地域等」に居住している利用者宅への送迎が必要</p> <p>※利用者か別途交通費の支払を受ける事ができない</p>

※1 「2の中山間地域等」と「3の中山間地域等」の地域は異なります。

◎地域区分が「その他（全サービス 1単位＝10円）でない15市町所在の事業所については「2の10%加算」の算定はありません。

◎福祉用具貸与については、15%、10%、5%加算ではなく、開始日の属する月に交通費に相当する額の100/100、2/3、1/3の加算となります。（上限あり）

### 3. 加算の種類

#### (1) 初回加算

介護支援専門員（ケアマネージャー）が新規でケアプラン（居宅サービス計画書）を作成した場合、要支援者が要介護者の認定を受けたときや要介護状態区分が2区分以上変更して認定を受けた際にケアプランを新たに作り直す際に適用されます。

【算定要件】

- ① 介護支援専門員（ケアマネージャー）が新規でケアプラン（居宅サービス計画書）を作成した場合
  - ② 要支援者が要介護認定を受けた時や要介護状態区分が2区分以上変更して認定を受けた際にケアプランを新たに作り直す場合
- ⇒①②いずれかの場合に開始月に1回算定できる      300単位/月

\*退院・退所加算を算定する場合は算定できません

【平成18年4月改定関係 Q&A (vol.2)】

(問9)

利用者が要介護者から要支援に変更となった事例について、従前、ケアプランを作成していた居宅介護支援事業所が、地域包括支援センターから委託を受けて、新規に介護予防サービス計画書を作成する場合、初回加算は算定できるのか。

(答)

初回加算については、介護予防サービス計画を新たに作成するにあたり、新たなアセスメント等を要する事を評価したものであり、お尋ねの事例については算定可能である。なお、この考え方については居宅介護支援費にかかる初回加算についても共通である。

(問10)

介護予防支援業務を委託している居宅介護支援事業所が変更となった場合についても、初回加算を算定する事ができるのか。また、転居等により介護予防支援事業所が変更となった場合はどうか。

(答)

前者のケースについては、委託された居宅介護支援事業所は変更になっても、当該介護予防支援事業所としては初めて当該利用者を担当するわけではないので、初回加算を算定する事ができない。

また後者のように、転居等により介護予防支援事業所が返納となった場合については、介護予防支援事業所としては初めて当該利用者を担当するわけなので、初回加算を算定する事が可能である。

【平成21年4月改定関係 Q&A (vol.1)】

(問 62)

初回加算において、新規に居宅サービス計画を作成する場合の「新規」の考え方について示されたい。

(答)

契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去2月以上、当該居宅支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合に、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合を指す。なお、介護予防支援における初回加算についても、同様の扱いとする。

【Q&A】(令和3年4月版 介護報酬の解釈3 QA・法令編より)

Q: 初回加算の算定要件である「新規」には、契約は継続しているが給付管理を初めて行う利用者を含むと解してよいか。

A: 「新規」とは、初めて給付管理を行い、報酬請求を行う月について適用するものである。したがって従前より、契約関係は存在していた利用者についても、初めて報酬請求に至った月において、初回加算を算定することが可能である。なおこの考え方については、居宅介護支援事業費に係る初回加算についても、共通である。

Q: 契約期間が終了したものの、その翌日に、再度、契約がされた場合については、再度の契約時の際に初回加算は算定できるのか。

A: 初回加算については、実質的に、介護予防支援事業所が、初めて、利用者に対する対応を行う際に、その手間等を評価するという趣旨であるので、契約が実質的に継続するようなケースについては、算定することはできない。

Q: 介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防ケアマネジメントを受けている者が、介護予防支援に移行した場合は、介護予防支援の初回加算は算定できるのか？

A: 要支援者又はチェックリスト該当者に対して介護予防ケアプランを作成することは、要支援者に対して介護予防サービス計画を作成することと同等であることから、初回加算が算定できるのは、留意事項通知に示す、新規で介護予防サービス計画を作成する場合である。具体的には、過去二ヶ月以上地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを提供しておらず、介護予防ケアマネジメントが算定されていない場合に、当該利用者に対して介護予防サービス計画書を作成した場合には、算定可能である。

## (2) 特定事業所加算

中重度者や支援困難ケースへの対応、専門性の高い人材の確保など、公正中立で質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価するための加算です。

【算定要件】※別紙1参照

- ・ 特定事業所加算（Ⅰ） 505単位
- ・ 特定事業所加算（Ⅱ） 407単位
- ・ 特定事業所加算（Ⅲ） 309単位
- ・ 特定事業所加算（A） 100単位（R3.4新設）
- ・ 特定事業所医療介護連携加算 125単位

算定要件	(Ⅰ) 505 単位	(Ⅱ) 407 単位	(Ⅲ) 309 単位	(A) 100 単位
専ら指居宅介護支援の提供に当たる常勤の主仕介護支援専門員を配置していること	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること	3名以上	3名以上	2名以上	常勤1名以上、非常勤1名以上 (非常勤は他事業所との兼務可)
利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること	○	○	○	○
24時間連絡体制を確保し、かつ、必に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○連携でも可
算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○	×	×	×
当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること	○	○	○	○連携でも可
地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
地域包括支援センタ等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
居宅介護支援に係る連営基準減算又は特足事業所集中減算の通用を受けていないこと	○	○	○	○

指定居宅介護支援事業所において指居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満(居宅介護支援置(Ⅱ))を算定している場合は45名未満)であること	○	○	○	○
介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は力体制を確保していること(平成28年度の介護支援専門員実務研修受講の合格発表の日から適用)	○	○	○	○連携でも可
他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	○	○	○	○連携でも可
必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

#### 特定事業所医療介護連携加算の算定要件

- ・前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数)の合計が35回以上
- ・前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定
- ・特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定していること

〈令和3年4月改定関係 Q&A (vol.3)〉

(問113)

特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)及び(A)において新たに要件とされた「必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画書を作成していること」については、必要性を検討した結果、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスを位置付けたケアプランが事業所の全てのケアプランのうち1件もない場合についても算定できるのか。

(答)

算定できる。なお、検討の結果位置付けなかった場合、当該理由を説明できるようにしておくこと。



### 〈参考〉

「多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス」とは居宅サービス計画書は、利用者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要である。このため、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の希望や課題分析に基づき、介護給付等対象サービス以外の、例えば、市町村保健師等が居宅を訪問して行う指導等の保険サービス、老人介護支援センターにおける相談援助及び市町村が一般施策として行う配食サービス、寝具乾燥サービスや当該地域住民による見守り、配食、会食などの自発的な活動によるサービス等、更にはこうしたサービスと併せて提供される精神科訪問看護等の医療サービス、はり師・きゅう師による施術、保健師、看護師、あん摩マッサージ指圧師による機能訓練等も含めて居宅サービス計画書に位置付けることにより総合的な計画となるよう努めなければならない。

なお、介護支援専門員は、当該日常生活全般を支援する上で、利用者の希望や課題分析の結果を踏まえ、地域で不足していると認められるサービス等については、介護給付等対象サービスであるかどうかを問わず、当該不足していると思われるサービス等が地域において提供されるよう関係機関等に働きかけていくことが望ましい。（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について/平成11年7月29日老企第22号3（7）④参照） 通知：第2の3（7）

### （3）入院時連携加算

利用者が病院又は診療所に入院するにあたって、病院又は診療所の職員に対して、利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を算定できます。

#### 【算定要件】

#### イ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 200単位

利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合に所定単位数を算定する。

#### ロ 入院時情報連携加算（Ⅱ） 100単位

利用者が病院又は診療所に入院してから4日以上7日以内に医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合に所定単位数を算定する。

※「必要な情報」とは具体的には、入院日、心身の状況（疾患・病歴、認知症の有無や徘徊等の行動の有無など）、生活環境（家族構成、生活歴、介護者の介護方法や家族介護者の情報など）及びサービスの利用状況などをいいます。また、情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）について居宅サービス等に記録することが必要です。

#### (4) 退院・退所加算

退院・退所加算制度は、医療と介護の強化・推進を図る観点から、病院等からの退院・退所時に、病院等と利用者に関する情報共有等を行うことを評価することを目的とするものです。

##### 【算定要件】

病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行うこと。(同一の利用者について当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。)

- ①初回加算を算定する場合は算定できません。
- ②原則として、退院・退所前に利用者に関する必要な情報を得ることが望ましいものとされていますが、退院後7日以内に情報を得た場合には算定でききます。
- ③退院・退所加算については、入院又は入所期間中1回のみ算定することができます。
- ④同一日に必要な情報提供を複数回受けた場合又は会議(カンファレンス)に参加した場合でも、1回として算定します。
- ⑤入院中の担当医の会議(カンファレンス)に参加した場合は担当者会議録ではなく、当該会議(カンファレンス)等の日時、開催場所、出席者、内容等について居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付する必要があります。

退院・退所加算	(I) イ：連携1回	450単位	(カンファレンス参加	無)
	(I) □：連携1回	600単位	(カンファレンス参加	有※)
	(II) イ：連携2回	600単位	(カンファレンス参加	無)
	(II) □：連携2回	750単位	(カンファレンス参加	有※)
	(III) : 連携3回	900単位	(カンファレンス参加	有※)

※「カンファレンス参加 有」とは少なくとも1回以上カンファレンスにより利用者に係る必要な情報の提供を受けている場合です。

次の医療機関等から退院・退所する利用者が対象となります。

病院、診療所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設。

【平成 21 年 4 月改定関係 Q&A (Vol.1)】

(問 66)

Q：病院等の職員と面談等を行い、居宅サービス計画を作成したが利用者等の事情により、居宅サービス又は地域密着型サービスを利用するまでに、一定期間が生じた場合の取り扱いについて示されたい。

A：退院・退所加算については、医療と介護の連携の強化・推進を図る観点から、退院・退所加時に、病院等と利用者に関する情報共有等を行う際の評価を行うものである。また、当該情報に基づいた居宅サービス計画を作成することにより、利用者の状況に応じた、より適切なサービスの提供が行われるものと考えられることから、利用者が、当該病院等を退院・退所後、一定期間サービスが提供されなかった場合は、その間に利用者の状態像が変化することが想定されるため、行われた情報提供等を評価することはできないものである。このため、退院・退所日が属する日の翌月末までにサービスが提供されなかった場合は、当該加算は算定することができないものとする。

(例)

6/20 退院・退所日が決まり、病院等の職員と面談等を行い、居宅サービス計画を作成

6/27 退院・退所日

6/27～8/1 サービス提供なし

8/1～ 8月からサービス提供開始

上記の例の場合、算定不可

(問 8)

Q：4月に入院し、6月に退院した利用者で4月に1回、6月に1回の計2回、医療機関等から必要な情報の提供を受けた場合、退院・退所加算はいつ算定するのか。

A：利用者の退院後、6月にサービスを利用した場合には6月分を請求する際に2回分の加算を算定することとなる。

なお当該月にサービスの利用実績がない場合等給付管理票が作成できない場合は、当該加算のみを算定することはできないため、例えば、6月末に退院した利用者、7月から居宅サービス計画に基づいたサービスを提供しており、入院期間中に2回情報の提供を受けた場合は、7月分を請求する際に、2回分の加算を算定することが可能である。ただし、退院・退所後の円滑なサービス利用につなげる必要がある。

## 【令和3年3月改定関係 Q&A (Vo1.3)】

(問 120)

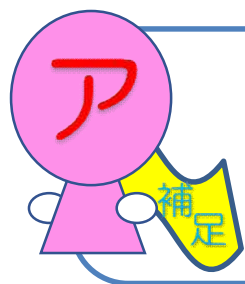
Q：カンファレンスに参加した場合は、「利用者又は家族に提供した文書の写しを添付すること」としているが、具体例を示されたい。

A：具体例として、次のような文章を想定しているが、これらの具体例を踏まえ個々の状況等に応じて個別具体的に判断されるものである。

なお、カンファレンスに参加した場合の記録については、居宅介護支援経過（第5表）の他にサービス担当者会議の要点（第4表）活用も可能である。

(例)

カンファレンスに係る会議の概要、開催概要、連携記録等。



2021年度には、面談の方法として「テレビ電話装置等の活用」が可能になったほか、算定要件のカンファレンスに「福祉用具貸与が見込まれる場合、福祉用具専門相談員等の参加」が明確化されました。

### (5) 緊急時等居宅カンファレンス加算

医療との連携を強化する観点から、在宅患者緊急時等カンファレンスにケアマネジャーが参加した場合に評価することを目的とするものです。

【算定要件】

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行うこと。

・当該加算を算定する場合は、カンファレンスの実施日（指導した日が異なる場合は指導日もあわせて）、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名及びそのカンファレンスの要点を居宅サービス計画等に記載する必要があります。

・当該カンファレンスは、利用者の病状が急変した場合や、医療機関における診療方針の大幅な変更等の必要が生じた場合に実施されるものであることから、利用者の状態像が大きく変化していることが十分想定されるため、必要に応じて、速やかに居宅サービス計画を変更し、居宅サービス及び地域密着型サービスの調整を行うなど適切に対応してください。

緊急時等居宅カンファレンス加算：200 単位/回

(利用者一人につき、1 月に 2 回を限度に算定)

【平成 24 年 4 月改定関係 Q&A (Vol.1)】

(問 112)

Q：カンファレンス後に入院などで給付管理を行わない場合には、加算のみを算定できるか。

A：月の途中で利用者が入院した場合などと同様、居宅介護支援を算定できる場合には、当該加算も算定することが出来るが、サービスの利用実績がない場合等給付管理票が作成できない場合は居宅介護支援を算定することができないため、当該加算についても算定できない。

(問 113)

Q：「必要に応じてサービスの利用に関する調整を行った場合」とあるが、結果として調整しなかった場合も算定できるのか。

A：当該カンファレンスは、利用者の病状が急変した場合や、医療機関における診療方針の大幅な変更等の必要が生じた場合に実施されるものであることから、利用者の状態像等が大きく変化していることが十分想定される場所であるが、結果的に調整の必要が生じなかった場合についても評価するものであり算定できる。

## (6) ターミナルケアマネジメント加算

著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者について、本人またはその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提出した場合に評価することを目標とするものです。

### 【算定要件】

在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）に対して、別に厚生労働大臣が定める基準（24 時間連絡できる体制を確保しており、かつ必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができること）に適合しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所が、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合。

- ・在宅で死亡した利用者の死亡月に加算することとするが、利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には死亡月に算定することとする。
- ・一人の利用者に対し、1 か所の指定居宅介護支援事業所に限り算定できる。なお算定要件を満たす事業所が複数ある場合には、当該利用者が死亡日又はそれに最も近い日に利用した指定居宅サービスを位置付けた居宅サービス計画を作成した事業所がターミナルケアマネジメント加算を算定することとする。
- ・ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者又はその家族が同意した時点以降は、次に掲げる事項を支援経過として居宅サービス計画等に記録しなければならない。
  - ① 終末期の利用者の心身又は家族の状況の変化や環境の変化及びこれらに対して居宅介護支援事業者が行った支援についての記録
  - ② 利用者への支援にあたり、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者が行った連絡調整に関する記録
- ・ターミナルケアマネジメントを受けている利用者が、死亡診断を目的として医療機関へ搬送され、24 時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケアマネジメント加算を算定することができるものとする。
- ・ターミナルケアマネジメントにあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有に努めること。

ターミナルケアマネジメント加算：400 単位

## (7) 公正中立なケアマネジメントの確保（H30 年度・令和 3 年度介護報酬改定）

（契約時の説明について）

利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して利用者はケアプランに位置付けるサービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が可能であることや、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明することを義務づけ、これらに違反した場合は報酬が減算される。

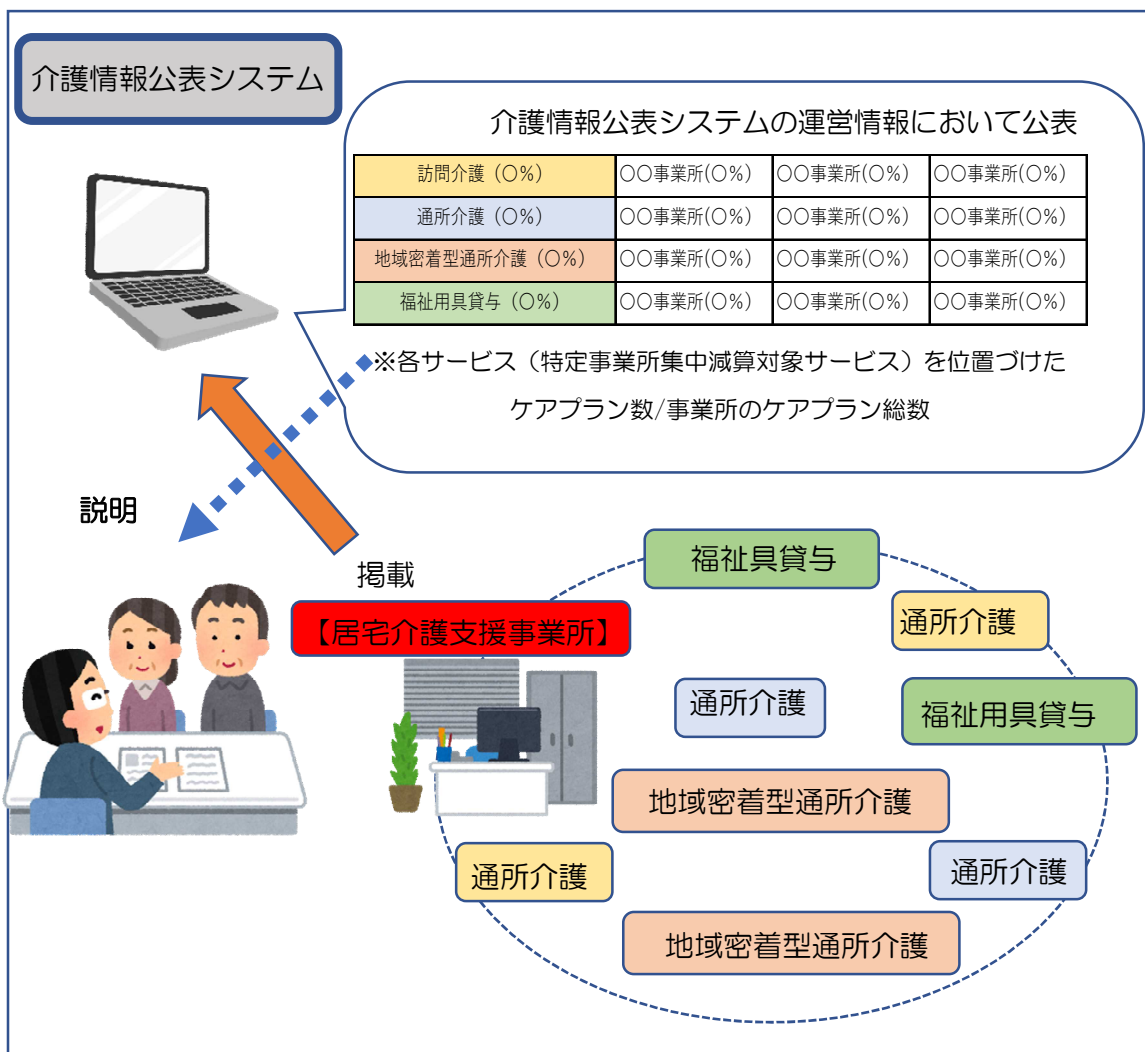
なお、この内容を利用者または家族に説明を行うにあたっては、理解が得られるよう文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解した事について、必ず利用申込者から署名を得なければならない。

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、以下の3つについて文書を交付して説明を行うよう義務付けられました。

- ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事ができること
- ・利用者はケアプランに位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事ができること
- ・前6ヶ月間に事業所が作成したケアプランの総数のうち、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与における「各サービスのケアプランの数が占める割合」と「各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合」について

契約時には文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行い、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得ます。

また、前6ヶ月間とは、毎年度2回、①前期（3月1日から8月末日）②後期（9月1日から2月末日）に作成されたケアプランが対象であり、「各サービスのケアプランの数が占める割合」と「各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合」については、介護サービス情報公表制度において公表することが求められます。



### (8) 通院時情報連携加算 ※R3.4月新設

居宅介護支援について、医療と介護の連携を強化し、適切なケアマネジメントの実施やケアマネジメントの質の向上を高める観点から、利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等<sup>注1</sup>と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うことを一定の場合に評価する加算です。

〈現行〉

〈改定後〉

なし ⇒ 通院時情報連携加算 50 単位/月

【算定要件】

- ・利用者1人につき、1月に1回の算定を限度とする
- ・利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画書（ケアプラン）に記録した場合。

※注1 医師等とは・・・看護師でも◎



(令和3年4月改定関係 Q&A (vol.1))

(問 118)

通院時情報連携加算の「医師等と連携を行うこと」の連携の内容、必要性や方法について、具体的に示されたい。

(答)

通院時に係る情報連携を促す観点から「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問介護サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の判定に伴う実施錠の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）第3の「15 通院時情報連携加算」において、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けることとしている。

なお、連携にあたっては、利用者に同席する旨や、同席が診療の遂行に支障がないかどうかを事前に医療機関に確認しておくこと。

**(9) 委託連携加算**

地域包括支援センターが介護予防支援を外部の居宅介護支援事業所に委託することを推進するために、適切な情報連携等を評価する加算として創出。また居宅介護支援事業所へ委託しやすい環境を整備するため。

**【算定要件】**

指定居宅介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

- ・ 委託を開始した日の属する月に限り算定できる

委託連携加算 …… 「300単位/月」

## 4. 居宅介護支援費と減算基準

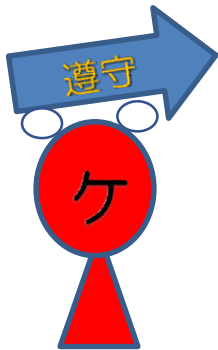
### (1) 居宅介護支援

#### 【定義】

「居宅介護支援」とは、居宅の要介護者が居宅サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行い、介護保険施設等への入所を要する場合は、当該施設等への紹介を行うことをいう。

#### 【人員基準】

管理者	常勤の主任介護支援専門員を配置
介護支援専門員	利用者35人に対し1人を配置



### (3) 居宅介護支援における減算等の概要

#### ① 運営基準減算

- 所定単位数の50/100に減算
- 運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない

#### 【減算要件】

(1) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたっては、次の場合に減算されるものであること。

- ① 当該事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、当該居宅サービス計画に係る月（以下「当該月」という。）から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- ② 当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等行っていない場合（やむを得ない事情がある場合を除く。以下同じ。）には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- ③ 当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算される。

(2) 次に掲げる場合においては、当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議等行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

- ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合
- ② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- ③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(3) 居宅サービス計画作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）にあたっては、次の場合に減算されるものであること。

- ① 当該事業所の介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- ② 当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続している場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

## ②特定事業所集中減算

- ー200 単位／月

### 【減算要件】

正当な理由なく、当該事業所において前6月間に作成されたケアプランに位置付けられた居宅サービスのうち、訪問介護サービス等について、特定の事業所によって提供されたものの占める割合が80%以上である場合に減算。ただし、当該事業所のケアプラン数が一定数以下である等の正当な理由がある場合を除く。

### • 判定方法

居宅サービス計画のうち、各居宅サービスが位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、サービス種別ごとに最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、いずれかのサービスについて80%を超えた場合に減算する。

## ③特別地域居宅介護支援加算

- 所定単位数の100分の15に相当する単位／月

### 【算定要件】

厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合に加算。

## ④中山間地域等における小規模事業所加算

- 所定単位数の100分の10に相当する単位／月

### 【算定要件】

厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合に加算。

※厚生労働大臣が定める施設基準…1月当たり実利用者数が20人以下であること。

## ⑤中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

- 所定単位数の100分の5に相当する単位／月

### 【算定要件】

厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対し、運営規程に定める通常の事業の実施地域を越えて指定居宅介護支援を行った場合に加算。